

台東区解体工事標準仕様書

(一般事項)

(1) 適用範囲

- ① 本仕様書は、台東区の施工する解体工事に適用する。
- ② 本仕様書では、台東区(東京都)工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。

(2) 本工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。

(3) 設計図書、本仕様書および標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」(最新版)を準拠する。(以下、「解体共通仕様書」という。)(国土交通省ホームページを参照)

(4) 法令の遵守

工事施工に関しては、下記の法規及びこれらの付随法規その他関係諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図る。これらの諸規定の運用適用は、受注者の負担において行う。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)
- ② 道路交通法(昭和35年法律第105号)
- ③ 騒音規制法(昭和51年法律第98号)
- ④ 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- ⑤ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例「東京都環境確保条例」
(平成12年東京都条例第215号)
- ⑥ 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ⑦ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ⑧ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ⑩ 資源の有効な利用の促進に関する法律「リサイクル法」(平成12年法律第113号)
- ⑪ 建設副産物適正処理推進要綱(平成10年建設事務次官通達)
- ⑫ 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)(平成13年環廃産276号)
- ⑬ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律「建設リサイクル法」(平成12年法律第104号)
- ⑭ 東京都建設リサイクルガイドライン
- ⑮ 台東区建築物の解体等工事の事前周知に関する要綱

(5) 施工計画書

受注者は施工に先立ち、解体工事を適切に遂行するための具体的手段と方法を明示した解体工事施工計画書を作成し、監督員に提出し承諾を得ること。解体工事施工計画書には、一般事項、準備作業、仮設計画、解体作業計画、建設副産物処理計画、搬出入計画、安全衛生管理計画等について記載すること。

(6) 近隣対策

工事に伴う近隣住民との紛争又は、工事に起因して発生した近隣建物・樹木・その他への被害等は、受注者の責任において、誠意をもって解決を図ること。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に報告すること。

(7) 苦情処理

第三者から苦情の申し出があった場合は、その内容について速やかに監督員に報告するとともに遅滞なく対応し、その解決を図ること。また対応方法については監督員と十分に協議を行うこと。苦情処理を行った事項については、全て記録に残し、工事終了後、報告書を提出すること。

(8) 事故報告

解体工事中に事故が発生した場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに監督員に報告すること。事故発生の原因、経過及び被害内容等を取りまとめ、速やかに報告書を提出すること。

(9) 報告書

解体工事完了後、解体範囲(残置する躯体等の位置及び形状を含む)を示す位置図を作成の上、施工報告書として提出すること。報告書には、着工前、完了後の写真を添付すること。

また敷地内に残置する躯体等がある場合は、躯体等の位置及び形状が分かるようリボンテープ等を当てて撮影すること。なお図面は、JW-CAD で作成し、データも併せて提出すること。

(家屋調査)

工事前調査は、工事施工箇所に近隣する家屋、物件に対して、既存の状態(損傷・経年による変状含む)を正確に把握するために行う。工事前調査は、工事施工前に調査した家屋、物件に対して、工事による影響の有無及び程度を正確に判断する資料を得るために、家屋物件の状態変化を把握するために行う。

(1) 施工前・施工後に近隣する家屋の調査を行うこと。

(2) 調査区域は、工事区域に沿って民地側に概ね30m範囲の家屋とする。

(範囲は設計図書による。)

(3) 調査内容等については、「工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領」(平成28年4月東京都財務局建築保全部)を参照し調査計画書を提出し、監督員の承諾後に調査を行う。

(4) 納入成果品

- 報告書1部
- 電子データ(CD-R共)1組

(解体工事)

(1) 仮設工事・安全対策等

① 解体建物の外周は、足場及び防音パネル・防音シートを設置する。足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」(厚生労働省 基発第 0424001 号 平成 21 年 4 月 24 日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

その他については、仮設計画図(参考図)による。

(「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省)は、ホームページを参照すること。)

- ② 周囲道路の架空線・ケーブルは各管理会社と打ち合わせを行い、防護管等を取り付けた上で、解体工事に着手すること。
 - ③ 車両及びタイヤの洗車場を敷地内に設置し、近隣路面の汚染の防止と保護に努めるとともに道路は常に散水等で清掃すること。
 - ④ 現場事務所、作業員休憩所、トイレ等を設ける場合は、関係法令に従って設置すること。
 - ⑤ 工事用車両の通行に際して、工事期間中は、常時交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。
 - ⑥ 火気使用に際しては、十分な防火対策をし、初期火災に対して有効に働くよう適切な処置をすること。
 - ⑦ 工事に先立ち、必要に応じて建物内のネズミ、害虫駆除を適切に行うこと。
ただし、軽微な解体工事においては除く。
 - ⑧ 基礎や地下構造物の解体に際しては、あらかじめ周辺地盤、地下埋設物、近接構造物などに障害を発生させないための措置を講ずること。
- (2) 作業日・作業時間
- 作業は、原則として日曜日、祝日、夜間を行わないこととする。
作業時間で騒音振動が伴う作業は、原則として8:30から16:30までとする。それ以外の作業は8:00から17:00までとし18:00までに後片付けまで終了させること。
- (3) 騒音・振動の測定
- 解体作業中は、常に騒音・振動計を現場に設置及び表示し、記録をすること。受注者は、測定記録を監督員の求めに応じて何時でも提示できるよう常に整理しておくこと。測定記録は整理し、報告書として1部提出すること。
- (4) 施工内容
- ① 解体工事範囲内の建築物、工作物、その他指定された区分の障害物は全て撤去すること。また、樹木の伐採、移植等については設計図書による。伐採・移植の時期、方法等については監督員と協議の上、決定すること。
 - ② 電気設備解体工事に伴う配管・配線・ハンドホール類は原則として全て撤去し、必要に応じて埋め戻しを行うこと。詳細は、施工前に監督員と協議の上、決定すること。
 - ③ 機械設備解体工事に伴う給排水管、消火配管、空調配管、ガス配管、ダクト類、柵類は原則として全て撤去し、必要に応じて埋め戻しを行うこと。詳細は、施工前に監督員と協議の上、決定すること。また家電リサイクル法で、処理方法が定められているものがある場合は、適切に処理すること。フロンを使用している空調設備機器撤去に際しては、関係法令に従い回収を行うこと。
 - ④ 電気・ガス・電話・給排水設備の端末処理は、受注者が関係機関に手続きを行い処理すること。(原則として、ガス・給水設備はメーターまで撤去し、排水設備は最終柵以降を残す。)
 - ⑤ 解体工事後は、ガラ、ゴミ、ガラスくず等が残らないようにすること。
 - ⑥ 解体工事中に土壤汚染について疑われることが明らかになった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
- (5) 解体工法等
- 主要構造部の解体に先立ち、内装材等の撤去を行う。
主要構造部の解体は、重機による圧砕工法を原則とし、低振動及び低騒音の機械を使用する。

また、地下構造物の解体に当たっては、現場周辺への環境影響を最小限に抑えるため、ウォールソーイング工法、ワイヤーソーイング工法、コアドリリング穿孔工法などを併用し施工する。原則としてジャイアントブレイカーの使用は認めない。

(6) 塵埃の防止

作業前、作業中及び積込みに際し、塵埃等の飛散防止のため常時散水を行うこと。そのため1名以上の専任の散水作業員を配置して塵埃等の飛散防止に努めること。

(7) 施工手順

解体工事の手順は、「解体共通仕様書」により行うこと。ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は、監督員と協議の上、手順の変更を行うこと。また、RC躯体部分の解体に際しては、壁等の引き倒しや、高層からの骨組等の廃材の落とし込みなどの危険な行為を行わず、安全面や振動・騒音・粉塵に対して、十分検討し施工すること。

(発生材の処理)

(1) 廃材(産業廃棄物)の処理

- ① 産業廃棄物処理の委託契約は、許可業者と適切に行うこと。

委託契約後は、速やかに建設廃棄物関係書類の写し(建設廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証等)、「建設廃棄物マニフェスト」(A票)の写しを提出すること。

- ② 廃材の処分については、法令等に基づき適正に処理し、不法投棄等第三者に損害を与えないように受注者の責任において末端まで確認を行うこと。

- ③ 本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」(東京都財務局)により行うこと。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照すること。

- ④ 運搬中の発生材の積載物落下を防止するため養生等を十分に施すこと。

- ⑤ 運搬・処理については、計画に基づき確実にを行い、処理後に全ての「建設廃棄物マニフェスト」の写し(E票)を提出すること。

- ⑥ 廃棄物処理状況記録について【廃材(産業廃棄物)、有害物質共通】

(撮影内容)

受注者は、積込み状況、運搬状況(工事現場出発時)、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、ストックヤードの状況、受入れ地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況(直接最終処分する場合に限る)、現場内での分別状況、再資源の利用状況等を撮影すること。写真には黒板等を用いて日付の記載も行うこと。

(撮影方法)

運搬状況(工事現場出発時)は、積込み状況、積載物の種類、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影すること。再資源化施設の状況及び最終処分状況(直接最終処分する場合に限る)は、施設名称看板等を入れて撮影すること。

(2) 廃材(産業廃棄物)の品目別処理方法

- ① コンクリート、アスファルト、モルタル層は、中間処理とし、再資源化を図ること。

- ② 木くず(内部造作材等)は、中間処理とし、再資源化を図ること。

- ③ ガラスは、中間処理とし、再資源化を図ること。
 - ④ 石膏ボードは、中間処理とし、再資源化を図ること。再資源化できない場合は、廃棄物の内容に応じ、安定型埋立て処分とすること。
 - ⑤ 混合廃棄物は、中間処理とし、極力再資源化に努めること。再資源化できない場合は、廃棄物の内容に応じ、安定型埋立て処分、または管理型埋立て処分とすること。
 - ⑥ 石綿含有建材
石綿含有建材の撤去・処理は、別途「台東区石綿除去工事標準仕様書」による。
 - ⑦ 蛍光管は先行撤去し、再生施設に収集運搬すること。
なお蛍光管は、破損させないように段ボール箱等に保管すること。
- (3) 特定管理産業廃棄物・特定物質等の処理及び回収
- ① PCBを含む機器類のうち低濃度のPCB廃棄物は、PCBが飛散、流出しないように適切な容器に収めて認定された無害化処理施設に運搬し、適切な処理を行うこと。
 - ② PCB含有シーリング材は、PCBが飛散しないように適切な容器に収め、適切な場所に保管し、工事完了後に監督員の指定する場所に運搬、保管すること。
 - ③ 廃油
オイルタンク、機器類等の廃油は、関係法令等に従い回収し、焼却処分又は中間処理施設で再生処理すること。廃油の回収に際しては、養生を行い、土壌への汚染を防止すること。
 - ④ フロン
設備機器に使用されているフロン類は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)等関係法令に従い、登録を受けた回収業者で回収すること。建材用断熱材フロンは、建材用断熱材フロンの処理技術(平成19年環境省地球環境局ホームページ)を参照し、焼却による破壊処理が可能な施設で適正に処理すること。
 - ⑤ ハロン
ハロン消火設備の消火剤は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)等関係法令に従い、ハロン消火設備設置業者等で回収すること。
 - ⑥ 特定化学物質
特定化学物質は、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)等関係法令に従い回収又は処分すること。
 - ⑦ その他の特殊な建設副産物
その他の特殊な建設副産物は、関係法令に従い回収又は処分すること。
- (4) スクラップ材
- 鉄筋、鉄骨及びアルミ材等の金属くずは、有価材として再資源化を図ること。